

奈良市子ども・子育て会議子ども条例部会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	所 属 ・ 役職名等	備 考
1	オカダ カズヒロ 岡田 和夫	奈良市PTA連合会 会長	
2	キタカ ミツヨ 北岡 光代	公募委員	
3	タモト 恭子 巢本 恭子	公募委員	
4	タケムラ タツシ 竹村 健	奈良市自治連合会	
5	ハマダ シンジ 浜田 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	
6	ヨコオ ノリオ 横尾 典男	株式会社平井眞美館 総務課長	
7	ワダ ノアキ 和田 憲明	NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 副理事長	
8	シマカ ヨシヒコ 島岡 佳彦	奈良市子ども未来部 子ども政策課長	
9	オザキ トシヒコ 岡崎 利彦	奈良市子ども未来部 こども園推進課長	
10	タヤマ シル 栗山 稔	奈良市子ども未来部 保育所・幼稚園課長	
11	カワスミ ヒトミ 川尻 ひとみ	奈良市子ども未来部 子ども育成課長	
12	ノギ アケミ 野儀 あけみ	奈良市子ども未来部 子育て相談課長	
13	サガ イサコ 嵯峨 伊佐子	奈良市保健所 健康増進課長	
14	ニシキ ヨシトモ 錦 秀知	奈良市教育委員会事務局 教育政策課長	
15	カメイ ノリオ 亀井 規生	奈良市教育委員会学校教育部 学校教育課長	
16	サカモト シズヒロ 坂本 静泰	奈良市教育委員会学校教育部 学校教育課 いじめ対策生徒指導室長	
17	スズキ チエミ 鈴木 千恵美	奈良市教育委員会学校教育部 地域教育課長	

奈良市子ども・子育て会議 子ども条例部会 設置要領

(設置)

第1条 奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）に子ども条例部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について調査審議を行う。

- (1) 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成26年奈良市条例第51号。以下「子ども条例」という。）の規定に基づく事業等の実施状況の検証に関する事項
- (2) 子ども条例第12条に規定する子ども会議の運営に関する事項
- (3) 前2号のほか、子ども条例に基づく施策の推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 部会の委員は、会議に属する委員並びに奈良市職員及び奈良市教育委員会事務局職員のうちから会議の会長が指名する。

(部会長等)

第4条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第5条 部会は部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が互選される前に招集する部会は、会議の会長が招集する。

- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議への報告)

第7条 部会長は、部会における調査審議の経過及び結果を会議に報告する。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、子ども政策課において処理する。

(廃止)

第9条 会議で部会廃止の決議がなされたときは、部会を廃止するものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 30 日から施行する。

奈良市子ども・子育て会議子ども条例部会について

1 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の施行について

奈良市では、奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるようにし、また、子ども参加によって大人とともにまちづくりを進めることを目的として、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（以下「条例」という。）を平成 27 年 4 月 1 日から施行しています。

2 子ども条例部会の設置について

条例第 19 条第 3 項の規定に基づき、奈良市子ども・子育て会議においてこの条例の取組状況について検証を行う必要があります。そして、この検証を集中的かつ効率的に行うために別添の設置要領のとおり子ども条例部会（以下「部会」という。）を設置することとします。

また、この部会において、条例第 12 条に規定されている子ども会議の運営やその検証についても審議することとします。

（部会の所掌事項）

- （1）奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成 26 年奈良市条例第 51 号。以下「子ども条例」という。）の規定に基づく事業等の実施状況の検証に関する事項
- （2）子ども条例第 12 条に規定する子ども会議の運営に関する事項
- （3）前 2 号のほか、子ども条例に基づく施策の推進に関し必要な事項

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（一部抜粋）

第 12 条 市は、子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策について、子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を置くものとする。

2 子ども会議は、これに参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。この場合において、子ども会議は、その運営のために市に必要な支援を求めることができるものとする。

3 子ども会議は、これに参加する子どもの意見をまとめ、市長に提出することができるものとする。

（計画及び検証）

第 19 条 市は、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策について、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）において定めるものとする。

2 市は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。

3 この条例の運用状況及びこの条例の規定に基づく事業等の実施状況について、奈良市子ども・子育て会議条例（平成 25 年奈良市条例第 12 号）第 1 条に規定する奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）において定期的に検証するものとする。

4 会議は、前項の規定による検証の結果を市長に報告し、これを公表するものとする。

3 今後のスケジュールについて

子ども条例部会の今後のスケジュールにつきましては、別添開催スケジュールのとおり４回程度の開催を予定しています。

平成27年度 子ども条例部会・奈良市子ども会議等開催スケジュール案

	子ども・子育て会議	子ども条例部会	子ども会議
4月			
5月	第10回(4月30日) ・子ども条例部会の設置		
6月		第1回(6月4日) ・部会長及びその代理者の決定 ・検討事項及びスケジュールについて ・奈良市子ども会議について	子ども参加者等募集 ・奈良市公式HPへの募集掲載 ・奈良市内の小・中・高等学校への案内 等
7月	第11回 ・部会の報告・承認		7月号しみんだより掲載
8月		子ども条例部会委員による 子ども会議見学	子ども会議開催 7月28日(火)、 8月 4日(火)、6日(木)、 18日(火)、20日(木)
9月	第12回 ・部会の報告・承認	第2回 ・意見提出後の対応 ・子ども会議の検証	子ども会議でまとめた意見を 市長に提出
10月			子どもからの意見に対する関係課からの回答の作成
11月			
12月	第13回 ・部会の報告・承認	第3回 ・公表案について ・子ども条例からの検証①	子ども会議で出された意見とそれに対する市の考え方を公表
1月			
2月		第4回 ・子ども条例からの検証② (検証方法について)	
3月	第14回 ・部会の報告・承認	注)子ども会議は、台風等が発生した場合、中止になる可能性があります。	

奈良市子ども会議実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成26年奈良市条例第51号。以下「条例」という。）第12条に規定する奈良市子ども会議（以下「子ども会議」という。）の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 子ども会議において意見等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策に関すること。
- (2) その他必要と認める事項

(参加者)

第3条 市長は、条例第3条第2号に規定する子どもであって、原則として11歳以上18歳未満であるもののうちから、子ども会議への参加を求めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して子ども会議への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 子ども会議の運営に関する事項は、条例第12条第2項の規定に基づき子ども会議において決定する。

(支援)

第5条 条例第12条第2項後段の規定による市の支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 子ども会議の開催及び運営等に必要な情報の提供及び経費の補助
- (2) 子ども会議への子どもの参加の促進
- (3) その他子ども会議の運営のために必要と認める事項

(市長への意見の提出)

第6条 市は、子ども会議が条例第12条第3項の規定に基づき、これに参加する子どもの意見をまとめ市長に提出する場合には、必要な支援を行うものとする。

(庶務)

第7条 子ども会議の庶務は、子ども政策課において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、子ども会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

奈良市子ども会議実施に関する方針（案）

第1 目的

この方針は、奈良市子ども会議（以下「会議」という。）が参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるとともに、その会議において出された意見をまとめ市長に提出することを目的に定めるものとする。

第2 定義

この方針において、使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 子ども参加者 原則として11歳以上18歳未満であるものを対象に公募等により選考した者をいう。
- (2) ファシリテーター 会議が円滑に進むように会議全体の進行をするとともに、サポーター及び市への助言や調整を行う者をいう。
- (3) サポーター 子ども参加者に対して会議参加へのサポートをするとともに、ファシリテーター及び市との調整を行う者をいう。

第3 留意事項

会議を実施するにあたり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 会議が、子ども参加者にとって安心して参加し、意見を出しやすい場となるよう、子ども参加者同士、ファシリテーター及びサポーターとの良好な関係の構築に努めること。
- (2) 子ども参加者が互いに認め合い、協力し合える関係の構築に努めること。
- (3) 子ども参加者一人ひとりが積極的に参加するよう働きかけ、特定の子ども参加者に過度な負担がかからないように努めること。
- (4) 子ども参加者への助言を行う際は、考えを押し付けるようなことにならないよう努めること。
- (5) 会議において知り得た子ども参加者の個人情報のみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。なお、会議終了後も同様とする。

第4 市の役割

市は、会議運営に係る総合的な調整及び広報に関すること、その他会議に関する必要な役割を担う。

第5 提出された意見等の取扱い

市は、会議から市長に提出された意見等の要点を整理集約した上で、それに対する市の考え方とともに公表するものとする。ただし、単に賛否を述べるのみの意見については公表しないものとする。なお、この場合、子ども参加者の個人情報等には配慮するものとする。

第6 公開

会議は、原則的に公開で実施するものとし、子ども参加者の募集にあたってはその旨を示すものとする。

附 則

この方針は、平成27年 月 日から施行する。

奈良市子ども会議（案）について

（１）趣 旨

奈良市では、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第１２条に基づき子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議を開催する。

（２）開催日時及び場所

回	開催日	開催時間	場所
第1回	7月28日(火)	午前10時～正午	奈良市役所 北棟2階 第16会議室
第2回	8月 4日(火)		
第3回	8月 6日(木)		
第4回	8月18日(火)		
第5回	8月20日(木)		

子どもたちが参加しやすい夏休み期間（7/18～8/31）を中心に開催します。

（３）参加者

１０歳から１７歳まで（平成２７年４月１日現在）の子ども３０名程度を募集する。

なお、応募者多数の場合は抽選とする。

◎ 募集方法

- ① 奈良市内の各学校（小学校・中学校・高等学校）に参加者募集の案内
- ② 平成２７年７月号しみんだより、奈良市公式ホームページに募集記事掲載
- ③ 平成２４・２５年度未来をひらく子どもワークショップ参加者への案内
- ④ 奈良市の子育ておうえんサイト「子育て@なら」への募集記事掲載 等

◎ 応募方法

必要事項〔住所、氏名（ふりがな）、年齢、電話番号、ＦＡＸ番号、Ｅメールアドレス、性別、学校名・学年（働いている場合は勤務先）、応募理由〕を記入し、平成２７年７月１７日（金）までに郵送、持参、ＦＡＸ、メールで奈良市子ども未来部子ども政策課まで提出。（参考：別紙 奈良市子ども会議参加者募集チラシ）

（４）進行及びサポート

子どもたちの意見を引き出し、話し合いが円滑に進むように専門のファシリテーターを配置する。

ファシリテーター

特定非営利活動法人 子どもの権利条約総合研究所

関西事務所長 浜田 進士 氏

(5) サポーター

子どもたちの補助等を行うサポーターとして、奈良市内に在住又は在学している大学生等を5名程度募集する。

◎ 募集方法

- ① 平成24・25年度未来をひらく子どもワークショップに参加したサポーターへの案内
- ② 市内の大学等を通じて周知
- ③ 学校を通じて奈良市スクールサポーターに周知 等

◎ 応募方法

必要事項〔住所、氏名（ふりがな）、年齢、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス、性別、学校名・学年（働いている場合は勤務先）、応募理由〕を記入し、平成27年7月17日（金）までに郵送、持参、FAX、メールで奈良市子ども未来部子ども政策課まで提出。

(6) 内 容

奈良市子ども会議は、これに参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとするため、子どもたちが話し合ってテーマを設定し、意見を出し合い、それをまとめるという内容とする。

(7) 意見の提出

奈良市子ども会議でまとめた意見を市長に提出する機会を設ける。

(8) 公開

奈良市子ども会議は、原則的に公開で実施するものとし、参加者の募集段階からその旨を示し、参加者と保護者から公開の承諾書を提出してもらう。

(9) その他

- ・ 参加者にお菓子やジュース類を用意する。
- ・ 参加者の参加に係る経費（交通費等）は自己負担のため、参加1回につき500円の図書カードを配布する。

奈良市子ども会議の運営について（案）

浜田 進士

１、奈良市子ども会議の特徴

- ① 子どもの自主性、主体性の尊重
- ② 子どもが力を発揮できるような取組み（サポーターの配置など）
- ③ 専門家からの支援（ファシリテーター 浜田 進士）
- ④ 子ども参加者の継続的な活動支援

２、基本方針

奈良市子ども会議は、できる限り子ども参加者が自主的・主体的に運営を行う。

しかし、すべてのことを子ども参加者だけで考えて進めていくことは大変で時間もかかるため、ファシリテーター、サポーター及び市職員は、子ども参加者の力を引き出し、奈良市子ども会議が効率的に運営されるよう、必要な支援を行う。

３、重点目標

（１） 子ども参加者同士及び子ども参加者とサポーター等との人間関係の構築

子どもの力を引き出すためには、子ども参加者にとって居心地の良い、楽しい、安心できる場にすることが不可欠である。

＜取組項目＞

- ① 全ての子どもが楽しく笑顔で話し合えるような雰囲気を作るため、ファシリテーターやサポーターがアイスブレイキングを行う。特に１回目は、時間をかけて行う。
- ② 焦らずいつも笑顔で出迎え、見送る。子どもの顔色は自分の鏡。
- ③ 子どもが互いに認め、協力しあえる関係をつくる。
- ④ 個人の秘密は守る。

（２） 市職員等との意見交換を通じた学び

（３） 意見・提案書の作成と発表

- ① 子どもたちがまとめた意見を市長に提出することを目標に活動する。目標に向けては、個々人が持っている思いや意見を深めていくよりも、グループで話し合いながらグループや奈良市子ども会議としての意見をまとめていく。
- ② 子ども一人ひとりが積極的に参加するよう働きかける。また、特定の子どもに過度な負担がかからないように留意する。
- ③ 子どもの思いを引き出すよう働きかける。

※アドバイスはしても、大人の考えを押し付けることはしない。

あくまで決めるのは子ども。

4、ファシリテーター、サポーター、市職員の役割

それぞれの基本的な役割は以下のとおりとするが、状況に応じてその都度協議していく。

(1) ファシリテーター

- ・ 奈良市子ども会議全体の運営に係る事項についての市への助言指導
- ・ 奈良市子ども会議の進捗状況の把握と調整、サポーターや市への助言指導
- ・ 意見発表会での講評
- ・ アイスブレイキングの企画、実施
- ・ ワークショップ（グループでの話し合いなど）の進行など

(2) サポーター

- ・ ワークショップ（意見書作成などのグループワーク）における子ども参加者のサポート
- ・ 子ども参加者が安心して参加できる雰囲気づくり
- ・ 子ども参加者がお互いに相手を認め合い、協力しながら楽しく活動できるようサポート
- ・ 子ども参加者の悩みの相談に乗ったり、アドバイスをしたりする
- ・ ファシリテーターや市職員との連絡調整など

(3) 市職員（子ども政策課）

- ・ 奈良市子ども会議全体の運営に係る総合調整
- ・ 奈良市子ども会議のスケジュール管理
- ・ 奈良市子ども会議の司会進行（ワークショップを除く）
- ・ サポーターの後方支援
- ・ 市役所庁内の調整
- ・ 広報やFM（ラジオ）、その他メディアへの対応
- ・ その他 奈良市子ども会議に係る事務

5、子ども会議 各回の内容について

第1回 7月28日「仲間と出会い、奈良を見つめる」アイスブレイキング

第2回 8月 4日「市長に提案するテーマをさがそう！選ぼう！」

第3回 8月 6日「市長に提案するテーマについて語り合おう！」

（この間、各子ども参加者がテーマについて要望や提案を考えてくる）

第4回 8月18日「テーマを深めよう！私たちができること、市ができること」

第5回 8月20日「まとめ 私たちがつくる意見書・提案書」

その後 市長に意見を提出する。

以上

奈良市子ども会議の位置づけ

奈良市子ども・子育て会議子ども条例部会

運用・検証

報告

奈良市子ども会議

ファシリテーター

司会・進行

意見提案

子ども参加者（30人程度）

10歳から17歳までの子どものうち公募等で選考する。

事務局（子ども政策課）

意見・提案

回答

奈良市長

奈良市子ども会議 参加者募集

奈良市では、子どもにやさしいまちづくりについて子どもたち自身に話し合ってもらうために奈良市子ども会議を開催します。
その参加者を募集します。

★開催日時：平成27年7月28日（火）
8月 4日（火）、 6日（木）
18日（火）、20日（木）
いずれも午前10時から正午まで
（できるだけ全ての回に参加してください。）

★開催場所：奈良市役所 北棟2階 第16会議室

★対象者：10歳～17歳までの人。
募集人数は30人程度。
（年齢は平成27年4月1日現在。）

★応募方法：裏面の応募用紙を記入し、
平成27年7月17日（金）まで
に郵送・持参・FAX・メールで奈良市子ども政策課まで
提出してください。
※ 応募者多数の場合のみ抽選を行います。
※ メールで応募される場合は、本文に裏面の応募
用紙にある必要事項を記入し送付してください。

問合せ：奈良市役所 子ども未来部 子ども政策課

〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話：0742-34-4792
FAX： 0742-34-4798
電子メール：
kodomoseisaku@city.nara.lg.jp



奈良市子ども会議 応募用紙

平成 年 月 日

(ふりがな)

氏 名 :

性 別 : ☐ 男 ☐ 女

学校名 :

学 年 : 年 年齢 : 歳

住 所 : 〒 —

(電話番号 — —)
(FAX番号 — —)
(メールアドレス — —)

勤務先 :

(働いている人はこちら)

応募理由

※ 奈良市子ども会議で、撮影した写真や氏名等を市のホームページや印刷物、報道等で使用することがありますのでご承諾くださいますようお願い申し上げます。
(後日、参加者ご本人と保護者様には承諾書にご署名いただきます。)



ご応募ありがとうございます。

子ども会議に関するアンケート 集計結果

※ 問2、問3及び問4は平成26年度の内容

資料6

質問	川崎市	名古屋市	青森市	豊田市	多治見市	泉南市
【問1】 子ども会議への子ども参加者の募集方法をご記入ください。	・随時募集中（HP上） ・毎年1回、4月に市内の学校（市立、県立、私立）、市民館、こども文化センターへポスター、チラシを配付して募集している。	市の広報誌への募集案内の掲載、募集チラシの配布等。	・新年度（4月から）の募集に関し、青森市内全小・中・高等学校等の全児童・生徒（小学校は5、6年生）に対し、各学校の協力の下、募集案内を配付 ・3月15日号の「広報おおもり」に募集記事を掲載 ・テレビ、ラジオ広報で募集を周知	小中学校を通して対象学年への応募用紙全員配布。 市HPへの募集用紙の掲載（H27は5月1日から掲載予定）。広報誌（5月15日号）への募集要項掲載。 応募用紙の志望動機などを参考に、学年等のばらつきを考慮しながら選考することになっていますが、応募が多いわけではないので、今までは応募者は全員任命してきました。	市の広報紙、ホームページ、ポスター、チラシで募集。市政記者クラブにも情報提供。	泉南WEBページで募集の記事を掲載。 市内全小学校5～6年生、市内全中学校1～3年生の全員に募集案内チラシを配布。 市内高校に、100枚程度配布。
【問2】 子ども会議への子ども参加者数をご記入ください。	・登録者数 子ども委員18名 サポーター19名 ・年24回の定例会議への参加者数（延べ人数）子ども委員72名 サポーター110名（平均 子ども委員3名/回 サポーター4.5名/回）	平成26年度 第1回 5名 第2回 10名	【H26年度】 31名（小学生5名、中学生12名、高校生14名） 【27年度】 28名（小学生2名、中学生14名、高校生12名）	H26 子ども委員 23名 （大学生サポーター 3名） ※登録人数。その日ごとに3名程度欠席する子どもはいます。	24人	子ども会議参加状況のシートを参照にして下さい。 ※泉南市 子ども会議参加状況シートを参照。
【問3】 子ども会議の開催頻度をご記入ください。	・定例会議 年24回（原則月2回） ・会合 年1回 ・行事への参加 年2回 ・他都市との子ども会議の交流 年4回	年2回	学校行事等とかならないように、概ね4月～11月までで月1回程度開催。ただし、夏休み期間中は集中的に3～4回開催。	毎年度6月から月1回、月末の日曜日に開催。ただし、夏休み（8月）は月2回あるのと、年度末に市長報告会を行っており、年間10回～12回となっている。	年1回	基本的に、月1回（土曜日の午前中）子ども会議参加状況シートを参照について下さい。 ※泉南市 子ども会議参加状況シートを参照。
【問4】 子ども会議の開催にかかる経費とその内訳をご記入ください。 （平成26年度予算額でご記入ください。）	1,188,000円	2,815,000円	469,000円	525,276 円	約280,000円 ※子ども会議当日だけでなく、関連事業の経費を含みます	9080,00 円
	内訳 ・川崎市子ども会議運営費 300,000円 ・印刷費 200,000円 ・通信費 40,000円 ・消耗品費 50,000円 ・部会集会運営費 160,000円 ・賠償保険 40,000円 ・サポーター経費 60,000円 ・推進委員会運営費 90,000円 ・サポーター養成講座運営費 248,000円	内訳 委託料 2,476,000円 役務費 30,000円 使用料及び賃借料 309,000円	内訳 ①青森市子ども会議運営事業 160,000円 ・報償費（子どもサポーター謝礼） ・旅費（子ども会議委員バス代） ・通信運搬費（子ども会議開催通知等） ②子どもの権利普及啓発事業 309,000円 ・子どもの権利の日イベント用の消耗品、会場使用料等	内訳 講師謝礼 20,000円 県内旅費 14,320円 市内旅費 98,720円 消耗品費 11,340円 食糧費 43,896円 活動保険料 8,400円 委託料（HP管理、活動発表会記録） 328,600円	内訳 報償費 30,000円 旅費 54,700円 消耗品費 31,908円 食糧費 64,900円 印刷製本費 76,680円 保険料 22,150円	内訳 報酬 263,000円 報償費 120,000円 消耗品費 72,000円 食糧費 52,000円 印刷製本費 258,000円 会場借り上げ料 143,000円
【問5】 子ども会議を開催するにあたり、子ども参加者の自主性や主体性を尊重するためにやっている工夫等がございましたらご記入ください。	・継続的なテーマの設定 ・会議前の事務局、サポーターによる事前打ち合わせ ・会議後の事務局、サポーターによる振り返り	子どもの目線で名古屋の施策や課題に意見を言える子どもたちを育てるために、名古屋市が行う子どもが社会参画する事業の情報を集約し、子どもたちに提供していく「なごっちゃんフレンド」という事業を行っている。市内在住または在学の小学5年生から高校3年生までの子どもが登録でき、子ども会議への参加案内も登録会員へ送っている。平成27年3月31日現在495人登録している。	市に対する意見表明に関する活動テーマ、活動方法や意見表明の手法などにおいて、子ども会議委員に考案、選択させることを基本としている。また、子ども会議委員と同時に、子どもたちに年齢の近い「子どもサポーター」を募集し、子ども会議委員の補助及び子どもと事務局とのつなぎ役として活躍してもらっている。	月々のこども会議や、活動発表会、市長報告会において、市職員が進行するのではなく、大学生サポーターや子ども委員代表に進行をさせる場面を増やしています。サポーター、子ども委員代表と市職員で事前に打ち合わせをしています。	たじみ子ども会議の子どもスタッフが会議の企画及び運営を行うため、毎月1回子どもスタッフ会議を開催している。スタッフ会議は、高校生のスタッフが司会を務め、子どもたちが迷ったり困ったりしている場合におとながサポートするようにしている。	・ファシリテーターの役割が大切。前に出すぎない、方向性を示しすぎないなど、子どもが主体になれるように、心がける。 ・会議の場が安心できる場となるように、毎回簡単なゲームを実施して子ども気持ちをほぐすようにしているが、この時間が大切である。 ・今後ファシリテーターの養成につとめ、学生も含め子ども会議にかかわるおとなを増やしていく必要がある。
【問6】 子ども会議の開催による成果についてご記入ください。	・子どもたちの姿容（人前で聴することなく話せるようになったり、子どもたちが提言したことが実現することへの達成感を感じることで自分に自信をもてるようになる） ・子どもたちの提言が実現すること	本市が策定する「子どもに関する総合計画」に対する意見を聴取し、計画策定の参考とした。	「青森市子どもの権利条例」に基づく子ども会議として、H25年から、毎年度市に対する意見表明を行っているところであるが、市の予算の関係や、子ども会議自体の年数も浅いことから大きな成果としては現在はない。しかし、他部署から各種事業の検討、子どもの視点からの意見聴取等に「子ども会議」が活用される場面も増えてきており、子ども会議の位置づけが確立されつつある。	子どもの意見を市政に反映しています。 子どもの提案を取り入れたり（子どもの意見を取り入れた交通安全の啓発おたよりを市発行物として小中学校に配布するなど）、市の政策について子どもの意見を聴く（子ども総合計画作成、改定時には子どもに“どのようなことを市にしたい？自分が困っていることは？”などを聴く）などとしています。	・子どもの市政への参加の機会の一つとして定着 ・子ども会議当日やスタッフ会議を通じて、子ども同士がお互いに信頼した人間関係を築き、自分たちで課題を見つけながら楽しく活動できるようになっている	（1）「せんなん子ども会議」は、条例が定める「子どもの意見表明と参加」の積極的なあり方を、子どもたちの願いや希望と、子どもたちの実際の生活に根差して、そして子どもたち自身が身をもって示す、具体的なモデルとなっている。 （2）「せんなん子ども会議」は、条例に基づいて（つまり法制度上の基盤をもって）設置されたことで、子どもの声を市政に反映させて「まちづくり」――2002年国連子ども特別総会で採択された国際基準「子どもにふさわしい世界はすべての人にふさわしい世界」に基づく「まちづくり」――を進める、先駆的な自治体運営の試みとなっている。 （3）「せんなん子ども会議」では、「いじめ」や体罰、虐待等の問題に対する子どもたち自身の取り組み――学習してビデオやポスターなど媒体を作成し、広報・啓発活動に取り組むなど――が行われており、それらの活動を通して、現状をより良く変えていくための「子どもとおとなのパートナーシップ」が期待できる。 （4）「せんなん子ども会議」の活動は、子どもの自主・自発による社会教育や生涯学習の場ともなっており、さらに今後、学校教育や社会教育との連携を図ることにより、子どもを地域社会で豊かに育てる新たな取り組みの展開が期待される。 （以上、子どもの権利条例委員会 の検証文より）
【問7】 子ども会議を開催していくうえでの今後の課題等がございましたらご記入ください。	・子ども会議が発足して10年が経ち、子どもの参加人数が減少傾向にあること ・各行政区子ども会議、中学校区子ども会議との連携	子ども参加者を募集するための広報・啓発の方法、会議のテーマの選定が課題。	・学校行事や部活動などの理由により、子どもたちがなかなか集まらない場面も多々あり、日程の調整や開催手法について、常に良い方法がないか模索している。 ・毎年11月に市に対する意見表明の場として、イベントを開催しているが、子どもたちから「イベントに向けた準備活動に追われ、やらされ感がある。もっと自由な活動を行わせてほしい。」という意見があり、意見表明の手法等について検討している。	子どもが考えることは、当然、一度は大人（市職員）が考えているようなものが多く、驚くような斬新な提案（提言）がされるわけではない。そういうなかで、子どもの意見を取り入れる際は、何を取り入れてあげるのか、取り入れる際の見せ方をどのように工夫するのか（“子どもが考えました”ということをとどのようにPRしていくか）、を検討していく必要があると思っています。	・子どもはおとなの意見に影響を受けることがあるため、おとなの関わり方を考える必要がある。 ・参加する子どもが小学4年生から高校3年生と幅があり、低学年の子どもとの意見がもっと尊重される環境づくりが大切。	・子どもの自主性を尊重するために、推薦等の方法をとっていないので、参加する学校や学年に偏りがある。会場である市役所に近い学校の子ども達の参加が多い。 ・参加した子ども達は、活動する中で「子どもの権利について考えることは、とても大切なこと」「参加してよかった」「多くの人に伝えたい」との感想を持つが、まずは「参加してみよう」という気持ちになり、参加申込書を提出するところまでに工夫が必要である。子ども達から、会議という名前が難しいのではないかという意見もある。 ・平日の放課後に集まるには、会場までの交通手段が難しく、小学校では子どもだけで校区外に行かない等のきまりもあり、事務局の送迎が必要であった。また、クラブ活動や学校行事などに忙しく、参加者が常に変動する状況であった。 ・10数人という参加は、市内全体から見ると多いとは言えないが、まとまりやすく活動をすすめやすい人数でもあった。 ・子ども会議の内容を理解し、学校で広報してくれることで、参加人数は増加するが、同じように広報しても、年度によっては集まらない状況がある。

1. せんなん子ども会議準備チームの活動（平成24年度）

- ① 募集時期 平成24年、10月中旬（10月1日施行後すぐに）
- ② 募集方法 全小学校5年生～中学校2年生までに学校を通じて配布 広報での募集
- ③ 申込み人数 小学生15名、中学生7名 計22名
- ④ 会議の名称 せんなん子ども会議準備チーム
- ⑤ 主な活動 市長対談をきっかけに、条例のことを知り市民に発信する
 子どもの権利についての学習
 子どもの権利についてのアンケート調査とまとめ
 市長と語る子どもの権利（新春市長対談）の実施
 半年間の活動報告
- ⑥ 活動時間 主に平日の放課後 計14回（不定期実施）
- ⑦ 活動の経過

日	参加人数	内容
11月3日（土）	12名	子どもの権利に関するワークショップを行う
11月7日（水）	14名	泉南市の条例の前文について考える
11月17日（水）	15名	「安心、安全」「居場所」「参加」の3グループで意見を出す
11月18日（日）	13名	市長対談「子どもにやさしいまち」を実施する
11月23日（土）	10名	子どもの権利調査隊活動をおこなう
		「特に大事だと思う子どもの権利について」
12月12日（水）	11名	11月23日の結果をグラフにして、意見交換を行う
12月20日（木）	7名	これまでの活動を安全大会で報告するための意見交換を行う
1月7日（月）	7名	報告内容を決定し、浜田進士さんから助言をいただく
1月30日（水）	8名	報告原稿を作成する
2月6日（水）	8名	報告原稿を作成し、報告の練習を行う
2月13日（水）	9名	報告内容を再構成する
2月15日（金）	9名	リハーサルを行う
2月16日（土）	8名	子ども安全の日でこれまでの活動を報告する
3月17日（土）	8名	子ども会議準備チーム終了式を行う

2. せんなん子ども会議の活動（平成25年度）

- ① 募集時期 平成25年4月下旬
- ② 募集方法 全小学校5年生～中学校3年生までに学校を通じて配布 広報での募集
市内の高校への依頼と配布
- ③ 申込み人数 小学生16名、中学生7名 計23名
- ④ 会議の名称 せんなん子ども会議
- ⑤ 主な活動 子どもの権利のことを学んで考えを深めてそのことを多くの人に伝えよう
子どもの権利についての学習
子どもの権利についての啓発活動（ポスター、パンフレット、ビデオの作成と報告）
市長と語る子ども防災会議に参加（希望者のみ参加）
市長への活動報告と公園についての意見交換
- ⑥ 活動時間 主に土曜日の午前中（月1回）
- ⑦ 活動の経過

日	参加人数	内容
5月25日（土）	13名	会議の目的を共有する 子どもの権利条約の学習をする 子ども会議のルールを考える
6月29日（土）	15名	子どもの権利条約の学習をする 今年度の活動を考える
7月27日（土）	14名	カレーライスづくりと会食 子どもの権利条約の学習をする 今年度の活動について考える
8月24日（土）	15名	3グループにわかれての活動 防災会議について考える
9月14日（土）	15名	3グループにわかれての活動する（ビデオ、ポスター、パンフレット）
		3グループにわかれての活動する（ビデオ、ポスター、パンフレット）
11月23日（土）	14名	3グループの活動報告とジェリービーンズさんとの交流
12月1日（日）	11名	人権市民のつどいに参加 これまでの活動報告をする
12月22日（日）	13名	フィールドワークに行く（宝塚大型児童館・人と防災未来センター）
1月25日（土）	16名	来年度の活動について考える
2月22日（土）	12名	おとなと語る子どもの権利に参加する
3月15日（土）	16名	お楽しみ会と終了式 市長に報告を行う

3. せんなん子ども会議の活動（平成26年度）

- ① 募集時期 平成26年4月下旬
- ② 募集方法 全小学校5年生～中学校3年生までに学校を通じて配布 広報での募集
市内の高校への依頼と配布
- ③ 申込み人数 小学生12名、中学生10名 計22名
- ④ 会議の名称 せんなん子ども会議
- ⑤ 主な活動 公園について考えよう
 子どもの権利についての学習
 公園チェックリストの作成 公園めぐりの実施
 公園で行う企画を考える（冒険あそび場の見学、学習、企画）
- ⑥ 活動時間 主に土曜日の午前中（月1回）
- ⑦ 活動の経過

日	参加人数	内容
5月24日（土）	14名	子ども会議のねらい、子どもの権利条約について
6月14日（土）	7名	子ども会議のルールを作ろう、今年の活動について、公園めぐりについて
7月23日（土）	11名	公園めぐりをする
8月23日（土）	8名	「公園いいな」「公園こまったな」をマッピングをする
9月13日（土）	7名	これからの活動について、子どもの権利の日の広報について考える
		子どもの権利の日のちらしを考える。都市公園課の人への質問を考える
11月13日（木）	12名	住宅公園課の人と話す
11月15日（土）	14名	住宅公園課の人に聞いたことをまとめる
12月20日（土）	6名	これまでの話をまとめて企画書をつくる
1月17日（土）	9名	ちょっとバンのメリーさんの話を聞く
2月8日（日）	10名	ちょっとバンに行って、冒険あそび場を体験しよう
2月14日（土）	11名	市長対談について話し合う
3月10日（土）	5名	市長対談について話し合う
3月14日（土）	7名	市長対談と終了式